

## 【談話】 静岡県の最低賃金 50 円引き上げではとても足りない

### 全国一律最低賃金 1500 円以上を求める

静岡地方最低賃金審議会は 8 月 5 日、静岡労働局長に対して、静岡県の最低賃金を中央最低賃金審議会の目安通りの 50 円引き上げて 1,034 円とする答申を行った。引上げ額は過去最高の引き上げであるが、私たちの求める 1500 円以上には程遠く、物価上昇分の後追いにすぎない。これでは最低賃金近傍の労働者の生活改善にはならず、貯蓄もできず、冠婚葬祭のつきあいもあきらめ、食事を切り詰めて生活せざるを得ない状況が続く、労働者の賃上げによる経済活性化にもつながらない。直近の国民生活基礎調査でも「生活が苦しい」とする回答が 59.6%を占め、統計が始まった 1986 年以降最悪で、先進国の中でも極端に低い日本の最低賃金が根底にあることは明白である。

私たちが 2015 年に行った「静岡県最低生計費試算調査」によると、静岡市 25 歳男性単身世帯で必要となる月額額は 246,659 円時給にすると 1,644 円となる。私たちの求める最低賃金額 1500 円以上は当然の要求である。

今回、静岡県の両隣の神奈川県(1,162 円)愛知県(1,077 円)も 50 円の引き上げとなり、格差は改定前と変わらない。神奈川県との差額は月額で 19,200 円(月 150 時間)となり、労働力の県外への流出を加速し地域経済を疲弊させる要因となっている。このことから、全国一律最低賃金制度が求められている。さらに、中央最低賃金審議会が全国同額の目安額を答申し、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし・・・自主性を発揮されることを強く期待するものである」としたことは、地域間格差を是正し、全国一律制度を実現する絶好の機会であっただけに、地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行わなかったことは誠に遺憾な結果である。

静岡地方最低賃金審議会が今年も審議を一部のみ公開にとどまり、実質的な金額の審議が行われる専門部会の審議は公開されなかった上に、最低賃金改定の影響をまともに受ける非正規労働者の生活実態を直接聞くことができる意見陳述を採用しなかった。これでは、県民には見えないブラックボックスの中での審議であり、全国で審議の全面公開や意見陳述が広がっている状況を考えれば、残念な結果と言わざるを得ない。他県とかけ離れた状況は、早急に改善されるべきである。

本答申において、「中小企業・小規模事業者が活用しやすい、より一層の実行性のある支援の拡充の要望や社会補償制度の抜本的な見直し要望」は、静岡県評が求める賃上げに伴う中小企業支援策と相通ずるものがあると考えられる。

静岡県評は、労働者の生活改善及び地域経済活性化の立場から、引き続き、時給 1,500 円以上の実現と全国一律の制度、実効性のある中小企業支援策を直ちに具体化することを求め今後も奮闘する決意です。

2024 年 8 月 9 日  
静岡県労働組合評議会  
事務局長 上野 力